

今月の税務トピックス (無申告加算税制度の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

近年、経済取引の多様化等に伴い、スマホを使った先物取引又は暗号資産の売買取引で高額所得を得ていたにもかかわらず無申告となっているケース又は申告義務・納付すべき税額がありながら連年にわたって無申告を続けているケースが発生し、これらのケースにおいて偽装・隠蔽の積極的な行為を伴わないとの理由から加重加算税の対象とはされず、税に対する公平感を大きく損なわれているとして問題視されていました。

令和5年度法制改正では、これら問題点を解決するため、高額な無申告や連年にわたる無申告に対する加算税制度の見直しが行われました。

本稿では、見直された加算税の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引き上げ

1 原則

社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額な無申告について、無申告加算税の割合(改正前:15%(納付すべき税額が50万円を超える部分は20%))について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられます(通則法66③)。

2 例外

調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知(以下「更正予知」といいます。)する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(改正前:10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%))について、上記1に掲げる納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合が25%と軽減されず(通則法66③かつこ書き)。

3 適用除外

上記1及び2の加算税の引き上げは、次に掲げる高額な無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととされています。

① 相続税事案で、本人に帰責性がない場合

(例) 相続人自身又はその税理士等が相続財産の全容を把握するために必要な調査を行ったにもかかわらず、他の相続人において相続財産が事後的に

発覚した場合など

- ② 税務職員の誤指導により、誤った税額を認識した上で、結果的に高額な無申告者に該当した場合など

II 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する加重措置の整備

期限後申告若しくは修正申告(調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除きます。)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」といいます。)があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度のその国税の属する税目について、無申告加算税若しくは無申告加算税に代えて課される加重加算税(以下「無申告加算税等」といいます。)を課されたことがあるとき又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときには、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税又は無申告加重加算税の割合が10%加重されます(通則法66⑥一・二、68④)。

III 適用関係

上記I及びIIの改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用され、同日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前どおりとされます(令和5年改正法附則23③)。

おわりに

高額な無申告や連年にわたる無申告に対する加算税制度の見直しは、所得税については令和5年分から適用され、法人税については10月決算法人の場合には令和5年10月決算期分(申告期限:令和6年1月4日)から適用されます。

なお、上記IIの改正については、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る無申告加算税等は、特定無申告加算税等とみなされず(令和5年改正法附則23③後段)。例えば、令和3年分及び令和4年分の所得税(いずれも法定申告期限は令和6年1月1日前)に係る無申告加算税又は加重加算又は加重加算税を課される場合については、令和5年分の所得税に係る無申告加算税又は加重加算税についても10%加重対象とされますので留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。